

みどり市 通学路交通安全対策アクションプログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年11月

みどり市通学路安全推進会議

目 次

1. プログラムの目的
2. 通学路安全推進会議の設置
3. アクションプログラムについて
4. アクションプログラムの内容
 - (1) 安全・安心な通学路の指定
 - (2) 安全教育・指導の徹底
 - (3) 地域との協働による安全確保
 - (4) 通学路の環境整備
5. 定期的な合同点検
 - (1) 通学路の危険箇所の抽出
 - (2) 危険箇所の集約及び点検実施日程調整
 - (3) 合同点検の実施
 - (4) 対策案の検討
 - (5) 対策の実施
 - (6) 対策の対応等の公表
 - (7) 対策についての評価・検証

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 6 月～8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「みどり市通学路交通安全アクションプログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

※中学校では通学路を指定していませんので、ここでは、中学生が通学に使う道も通学路とします。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

本アクションプログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・国土交通省 ・群馬県桐生土木事務所 ・桐生警察署 ・みどり市教育委員会
- ・みどり市都市建設部建設課 ・みどり市危機管理課 ・みどり市小学校長会長
- ・みどり市中学校長会長 ・みどり市 PTA 連合会会長 (PTA 代表者)
- ・みどり市区長会 (区長会長、副会長)

3. アクションプログラムについて

市内の児童生徒が安全・安心に通学できることを目的に、関係する地域の行政、学校、PTA、地域などの多様な主体が 3 つの目標を掲げ、4 つの具体的なアクションプログラムによる登下校時の安全対策を講じていきます。また、PDCA サイクルにより、フォローアップしていきます。

(1) 目標

- ① 行政は通学路の安全対策を推進し、子どもの安全を確保します。
- ② 学校が中心となって安全教育を進め、子ども自ら安全を確保できるようにします。
- ③ 市民と協議し、子どもが安心して通学できるようにします。

(2) 児童生徒の安全を守る 4 つのアクションプログラム

- ① 安全・安心な通学路の指定
- ② 安全教育・指導の徹底
- ③ 地域との協働による安全確保
- ④ 通学路の環境整備

(3) 推進とフォローアップ

① 推進体制

多様な主体が連携して児童生徒の登下校時の安全を確保していきます。

(ア) 市教育委員会は、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向け関係機関への要請・調整に取り組みます。

(イ) 道路管理者(国土交通省、県桐生土木事務所、市都市建設部)は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備等の安全確保に取り組みます。

(ウ) 桐生警察署(公安委員会)は、児童生徒の安全・安心な登下校のために、道路の交通安全施設

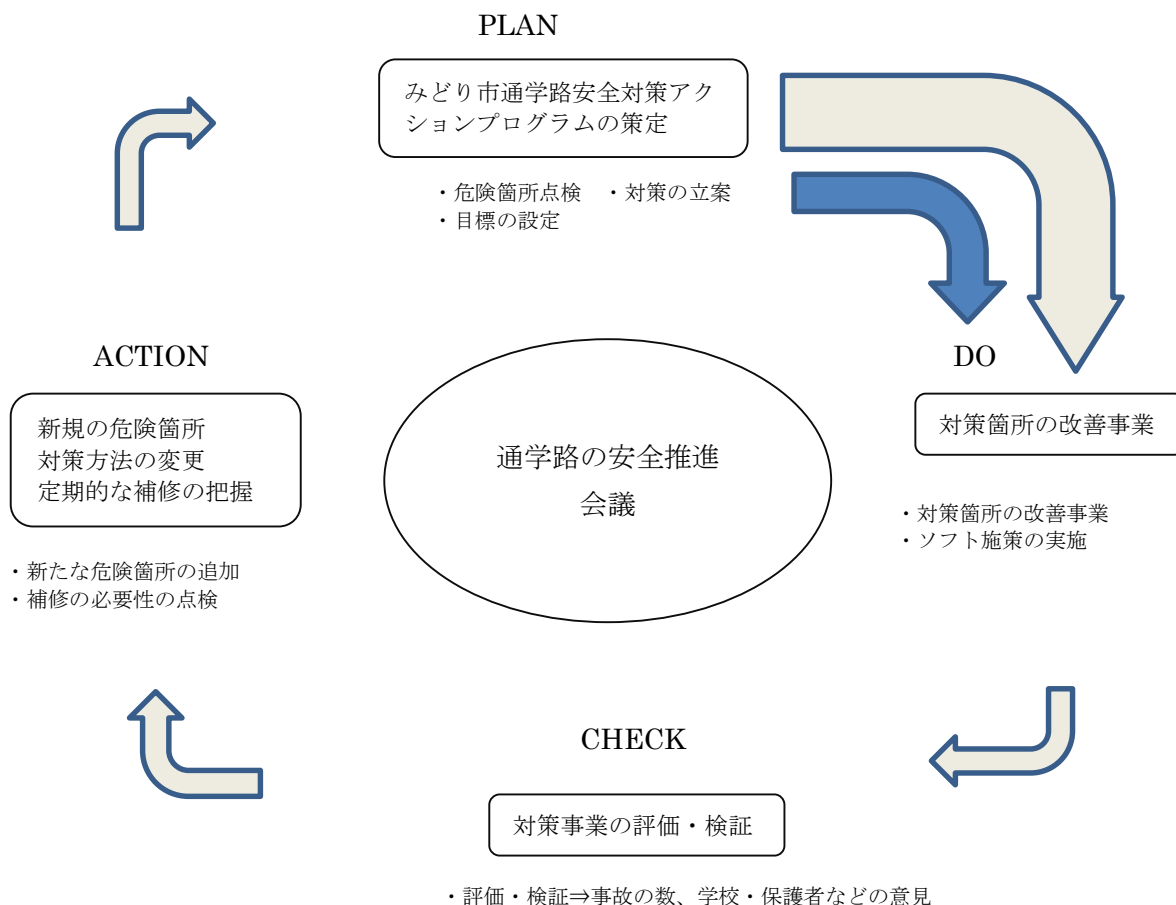
整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組みます。

- (エ) 危機管理課は、関係機関・組織と連携し、道路の安全施設整備、交通安全指導、防犯活動などの取組から、児童生徒の安全対策に取り組みます。
- (オ) 学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
- (カ) PTA は、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。
- (キ) 各行政区等では、交通安全・防犯・広報活動や地域安全に係る環境整備要望のとりまとめ・関係機関への要請などを継続してお願いしていきます。

学校及び道路管理者(国土交通省高崎河川国道事務所・県桐生土木事務所・市建設課)、桐生警察署、行政(みどり市教育委員会・危機管理課) 地域住民 (PTA、区長) は通学路安全推進会議等で問題解決を図っていきます。

②フォローアップ計画

当プログラムのフォローアップとして、定期的な危険箇所の追加要望や、対策方法の変更、補修箇所の把握をし、安全策の見直しを行っていきます。



4. アクションプログラムの内容

(1) 安全・安心な通学路の指定

学校は、児童の実態を踏まえて安全な通学路を指定し、地域の協力を得ながら通学路の定期的な点検を行います。

市教育委員会は、通学路を把握し、安全確保のための取組を支援します。

(2) 安全教育・指導の徹底

学校は、児童生徒を対象として定期的な安全教育・指導に取り組みます。具体的には、安全講話、児童生徒の通学路安全マップの作成による指導、親子で通学路を歩く取組の実施、学校・PTAによる交差点・横断・危険箇所での街頭指導、啓発ステッカーをつけた車両による通学路パトロールなどの活動を定期的に行うよう推進します。

また、ドライバーのマナー・モラルの低下なども指摘されていることから、みどり市及び桐生警察署が連携した運転マナーや交通安全啓発・指導・取り締まりを行います。これらの活動は、広報みどり、学校のホームページ、学校便り等に掲載し、保護者の方や地域の方への啓発も行います。

(3) 地域との協働による安全確保

各地区では、登下校時における児童生徒の安全を守るため、PTAや地域のボランティアの方々によるパトロールや登下校の安全指導を行っていただいております。

今後とも各学校で計画的に子どもたちの見守りやパトロールの協力をお願いしていきます。

また、必要により自主的な規制を含めた交通規制の安全対策を、地域の協力・理解を得ながら検討していきます。

(4) 通学路の環境整備

関係者による合同点検の結果、歩道の整備・交通安全施設設置などのハード整備対応が効果的な箇所については、まず(1)から(2)のソフト対策を推進するとともに、緊急度(危険性、通学する児童生徒数、学校からの距離など)から優先順位を見極めながら、通学路の環境整備を計画的に実施していきます。

5. 定期的な合同点検

市内の小学校・中学校・義務教育学校について、毎年実施します。

(1) 通学路の危険箇所の抽出 4～5月

- ・各学校は、保護者や地域の方の協力を得て、通学路の危険箇所の抽出を行います。
- ・中学校は、前年度に生徒が作成した危険箇所マップと、新年度の生徒からの新しい情報をもとに危険箇所を抽出し、関係する小学校と調整を行います。

(2) 危険箇所の集約及び点検実施日程調整 6月

- ・市教育委員会は、学校からの抽出箇所を集約し、関係機関と点検実施日の日程調整を行います。

(3) 合同点検の実施 7月～8月

- ・小学校区ごとに点検を実施します。中学校の点検は、危険箇所のある小学校と一緒にいきます。

- ・参加者は、小学校の管理職、中学校の管理職、小学校区のPTA本部役員、小学校区の区長、桐生警察署交通課、桐生国道維持出張所、桐生土木事務所、みどり市危機管理課、みどり市建設課、学校教育課の担当で行います。

(4) 対策案の検討 7月～8月

- ・合同点検では、各危険箇所を全員で視察し、状況を確認します。それぞれの立場でできること、安全対策と担当部署を決定します。

(5) 対策の実施 7月～3月

- ・点検で決まった内容に基づいて、それぞれの担当部署が安全対策を実施します。
- ・信号機や横断歩道の新設など警察に依頼する内容については、区長、校長、PTA会長の三者連名で要望書を提出し、該当箇所の安全対策を依頼します。

(6) 対策の内容等の公表

- ・通学路合同点検箇所一覧表を作成し、学校ごとの危険箇所・対策内容・対策状況等を公表します。

(7) 対策についての評価・検証

- ・対策による評価・検証について、市教育委員会は、学校・保護者などの意見をもとに行います。

[みどり市 通学路交通安全対策アクションプログラム]

平成26年 3月 制定

令和 4年11月 改正

『みどり市通学路安全対策アクションプログラム』イメージ図

目的：市内の児童生徒が安全・安心に通学できる

- 目 標
- ①行政は通学路の安全対策を推進し、子どもの安全を確保します。
 - ②学校が中心となって安全教育を進め、子どもが自ら安全を確保できるようにします。
 - ③市民と協議し、子どもが安心して通学できるようにします。

推進体制 ～多様な主体が連携し登下校時の安全を確保する～

通学路安全推進会議

- ◇市教育委員会は、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向け関係機関への要請・調整に取り組みます。
 - ◇道路管理者(国土交通省、桐生土木事務所、市建設課)は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
 - ◇桐生警察署(公安委員会)は、児童生徒の安全安心な登下校のため、道路に交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯などの取組から、児童生徒の安全確保対策に取り組みます。
 - ◇危機管理課は、関係機関・組織と連携し、道路の安全施設整備、交通安全指導、防犯などの取組から、児童生徒の安全確保に取り組みます。
- ◆学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
 - ◆PTAは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育を行います。
 - ◆各地区では、交通安全・防犯・広報活動や地域安全に係る環境整備要望のとりまとめ・関係機関への要請などを継続して行います。

